

# 地方への多様な支援と「切れ目」のない施策の展開

**国**

国の長期ビジョン:2060年に1億人程度の人口を確保する中長期展望を提示

国の総合戦略:2015~2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定

**地方**

地方人口ビジョン:各地域の人口動向や将来人口推計の分析や中長期の将来展望を提示

地方版総合戦略:各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、2015~2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定

**情報支援**

○「**地域経済分析システム**」

・各地域が、産業・人口・社会インフラなどに関し必要なデータ分析を行い、各地域に即した地域課題を抽出し対処できるよう、国は「地域経済分析システム」を整備。

**<地方公共団体の戦略策定と国の支援>**

- ・地方が自立につながるよう自らが考え、責任を持って戦略を推進。
- ・国は「情報支援」、「人的支援」、「財政支援」を切れ目なく展開。

**人的支援**

○「**地方創生人材支援制度**」

- ・小規模市町村に国家公務員等を首長の補佐役として派遣。

○「**地方創生コンシェルジュ制度**」

- ・市町村等の要望に応じ、当該地域に愛着・関心を持つ、意欲ある府省庁の職員を相談窓口として選任。

**財政支援**

○「**地方版総合戦略**」の策定・実施の財政的支援

**緊急的取組**

経済対策(まち・ひと・しごと創生関連)

○地域住民生活等緊急支援のための交付金

**地方創生先行型の創設**

地方の積極的な取組を支援する自由度の高い交付金を、26年度補正予算で先行的に創設。地方版総合戦略の早期かつ有効な策定・実施には手厚く支援。対象事業は、①地方版総合戦略の策定、②地方版総合戦略における「しごとづくりなど」の事業。メニュー例:UIターン助成金、創業支援、販路開拓など。

**地域消費喚起・生活支援型**

メニュー例:  
 プレミアム付商品券  
 低所得者等向け灯油等購入助成  
 ふるさと名物商品・旅行券 等

**27年度**

**総合戦略に基づく取組**

○国:27年度を初年度とする「総合戦略」を推進。  
 ○地方:国の総合戦略等を勘案し、「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」を策定し、施策を推進。

**税制・地方財政措置**

- 企業の地方拠点強化に関する取組を促進するための税制措置
- 地方創生の取組に要する経費について地方財政計画に計上し、地方交付税を含む地方の一般財源確保 等

**28年度以降**

**総合戦略に基づく取組**

○総合戦略の更なる進展

**新型交付金の本格実施へ**

- 地方版総合戦略に基づく事業・施策を自由に行う
- 客観的な指標の設定・PDCAによる効果検証を行う

※PLAN(計画)、DO(実施)、CHECK(評価)、ACTION(改善)の4つの視点をプロセスの中に取り込むことで、プロセスを不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法。



# まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」の全体像

## 長期ビジョン

## 総合戦略(2015~2019年度の5か年)

中長期展望(2060年を視野)

### I. 人口減少問題の克服

◎2060年に1億人程度の人口を確保

◆人口減少の歯止め  
・国民の希望が実現した場合の出生率(国民希望出生率)=1.8

◆「東京一極集中」の是正

### II. 成長力の確保

◎2050年代に実質GDP

成長率1.5~2%程度維持

(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

### 基本目標(成果指標、2020年)

#### 「しごと」と「ひと」の好循環作り

#### 地方における安定した雇用を創出する

- ◆若者雇用創出数(地方)  
2020年までの5年間で30万人
- ◆若い世代の正規雇用労働者等の割合  
2020年までに全ての世代と同水準  
(15~34歳の割合:92.2%(2013年)  
(全ての世代の割合:93.4%(2013年))
- ◆女性の就業率 2020年までに73%  
(2013年69.5%)

#### 地方への新しいひとの流れをつくる

##### 現状:東京圏年間10万人入超

- ◆地方・東京圏の転出入均衡(2020年)  
・地方→東京圏転入 6万人減  
・東京圏→地方転出 4万人増

#### 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ◆安心して結婚・妊娠・出産・子育てできる社会を達成していると考えられる人の割合  
40%以上(2013年度19.4%)
- ◆第1子出産前後の女性継続就業率  
55%(2010年38%)
- ◆結婚希望実績指標 80%(2010年68%)
- ◆夫婦子ども数予定(2.12)実績指標  
95%(2010年93%)

#### 好循環を支える、まちの活性化

#### 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆地域連携数など  
※目標数値は地方版総合戦略を踏まえ設定

### 主な重要業績評価指標(KPI)(※1)

- 農林水産業の成長産業化  
6次産業市場10兆円:就業者数5万人創出
- 訪日外国人旅行消費額3兆円へ(2013年1.4兆円):雇業者数8万人創出
- 地域の中核企業、中核企業候補1,000社支援:雇業者数8万人創出
- 地方移住の推進  
:年間移住あっせん件数11,000件
- 企業の地方拠点強化  
:拠点強化件数7,500件、雇業者数4万人増
- 地方大学等活性化:自県大学進学者割合平均36%(2013年度32.9%)
- 若い世代の経済的安定:若者就業率78%(2013年75.4%)
- 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援  
:支援ニーズの高い妊産婦への支援実施100%
- ワーク・ライフ・バランス実現:男性の育児休業取得率13%(2013年2.03%)
- 「小さな拠点」の形成  
:「小さな拠点」形成数
- 定住自立圏の形成促進:協定締結等圏域数140圏域(2014年4月時点79圏域)
- 既存ストックのマネジメント強化  
:中古・リフォーム市場規模20兆円(2010年10兆円)

### 主な施策

- ①地域産業の競争力強化(業種横断的取組)**  
・包括的創業支援、中核企業支援、地域イノベーション推進、対内直投促進、金融支援
  - ②地域産業の競争力強化(分野別取組)**  
・サービス産業の付加価値向上、農林水産業の成長産業化、観光、ローカル版クールジャパン、ふるさと名物、文化・芸術・スポーツ
  - ③地方への人材還流、地方での人材育成、雇用対策**  
・「地域しごと支援センター」の整備・稼働  
・「プロフェッショナル人材センター」の稼働
- ① 地方移住の推進**  
・「全国移住促進センター」の開設、移住情報一元提供システム整備  
・「地方居住推進国民会議」(地方居住(二地域居住を含む)推進)  
・「日本版CCRC※2」の検討、普及
  - ② 地方拠点強化、地方採用・就労拡大**  
・企業の地方拠点強化等  
・政府関係機関の地方移転  
・遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワーク)の促進
  - ③ 地方大学等創生5か年戦略**
- ①若者雇用対策の推進、正社員実現加速**
  - ②結婚・出産・子育て支援**  
・「子育て世代包括支援センター」の整備  
・子ども・子育て支援の充実  
・多子世帯支援、三世帯同居・近居支援
  - ③仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現(「働き方改革」)**  
・育児休業の取得促進、長時間労働の抑制、企業の取組の支援等
- ①「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成支援**
  - ②地方都市における経済・生活圏の形成(地域連携)**  
・都市のコンパクト化と周辺等のネットワーク形成  
・「連携中枢都市圏」の形成  
・定住自立圏の形成促進
  - ③大都市圏における安心な暮らしの確保**
  - ④既存ストックのマネジメント強化**

※1 Key Performance Indicatorの略。政策ごとの達成すべき成果目標として、日本再興戦略(2013年6月)でも設定されている。

※2 米国では高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービスを受けながら生涯学習や社会活動等に参加するような共同体(Continuing Care Retirement Community)が約2,000カ所ある。

## まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)(抄)

### 2. 政策パッケージ

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる

(ウ) 地方大学等の活性化

#### 【施策の概要】

(前略)

さらに学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めるとともに、郷土の歴史や人物等を探り上げた地域教材を用い地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進し、地域力の強化につなげていく。

(中略)こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

■ 全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する

#### 【主な施策】

◎ (2)-(ウ)「地方大学等創生5か年戦略」(以下の3つのプランを推進する。)

② 地元学生定着促進プラン(地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進)

(前略)

また、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めることにより、全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築するとともに、地域を担う人材の育成につながるキャリア教育や、地域に誇りを持つ教育を推進する。

## まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)(抄)

### 2. 政策パッケージ

(4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

#### 【施策の概要】

(前略)基幹となる集落に、機能・サービスを集約化し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)において、各種の生活支援サービスを維持することなどにより、心豊かな地域コミュニティの形成を図る必要がある。

#### 【主な施策】

(4)-(ア)-② 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるという学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模を確保することが望ましいが、今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。そのため、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、学校統合を検討する場合や、小規模校の存続を選択する場合、更には休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合などに対応し、活力ある学校づくりを目指した市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。

# まち・ひと・しごと創生総合戦略 アクションプラン(個別施策工程表)【抜粋】

(2) 地方への新しいひとの流れをつくる (ウ) 地方大学等の活性化—地方大学等創生5か年戦略

## (2)-(ウ) 「地方大学等創生5か年戦略」

### ② 地元学生定着促進プラン（地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進）

#### ●現在の課題

- 地方の若い世代が大学等の入学時と卒業時に東京圏へ流出しており、その要因には、魅力ある雇用が少ないことのほか、地域ニーズに対応した高等教育機関の機能が地方では十分とはいえないことがある。
- 学校と地域が協働した地域資源を生かした教育活動や、地域を理解し愛着を深めるための教育に関する取組には、地域によって差があり、必ずしも十分とはいえない状況にある。また、地域の伝統文化や産業の伝承等の担い手等が不足している。

#### ●必要な対応

- 卒業後の進路として地方を選択する大学生等の増加を図るため、奨学金（「地方創生枠（仮称）」等）を活用した大学生等の地元定着の取組や地方の魅力を実体験できる取組を推進する。
- 地方大学等への進学、地元企業への就職等を促進するため、中堅・中小企業によるインターンシップ受入れの拡大を含む地方公共団体と大学等との連携による雇用創出・若者定着に向けた取組等を促進する。
- 地方の学生が都市部の大学の授業を受けられるよう、ICTを活用した各大学の取組を推進する。
- 大都市圏、なかんずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なかんずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について、資源配分の在り方等を検討し、成案を得る。
- 郷土の歴史や人物等を探り上げた地域教材の作成支援等により、地域への誇りや愛着を育てる教育を推進する。
- 全ての小・中学校区において学校と地域が連携・協働する体制を構築し、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進める。

#### ●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域への若者定着を図るため、 ・将来の地域産業の担い手となる若者を対象とした、地元産業界や地方公共団体が協力して行う奨学金返還を支援する取組の支援</li> <li>・地方公共団体と大学等が協働して行う雇用創出・若者定着に向けた取組に対する支援を総務省と文部科学省が連携して一体的・重点的に支援</li> <li>○都市部の大学生等が地方の魅力を実体験できる取組を推進</li> <li>○学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を推進 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業の成果等を踏まえながら、事業の内容等を改善</li> </ul>
2020年KPI（成果目標）		<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方における自県大学進学者の割合を平均で36%まで高める（2013年度全国平均32.9%）</li> <li>○地方における雇用環境の改善を前提に、新規学卒者の県内就職の割合を平均で80%まで向上（2012年度全国平均71.9%）</li> <li>○全ての小・中学校で地域への誇りや愛着を育てる教育を推進する</li> <li>○全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する</li> </ul>	

# まち・ひと・しごと創生総合戦略 アクションプラン(個別施策工程表)【抜粋】

(4) 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

(ア) 中山間地域等における「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）の形成

## (4)-(ア)-② 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

#### ●現在の課題

- 集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるといふ学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模（注1）を確保することが望ましい。
- 今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化（注2）や学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、学校統合や小規模校を存続させる場合の学校活性化など、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。
- 休校した学校の再開を希望する場合の支援策の充実を図る必要がある。

(注1) 小・中学校の適正規模は12～18学級が標準（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号））

(注2) クラス替えができず人間関係が固定化、集団行事に制約、部活動の種類が限定、多様な考えを引き出す授業展開が困難 等

#### ●必要な対応

- 地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。
  - ・学校統合を検討する場合 ⇒ 統合に付随する課題の解消への取組を支援
  - ・小規模校の存続を選択する場合や、地理的な要因等により学校統合が困難である場合 ⇒ 小規模デメリットの最小化、小規模メリットの最大化に向けた取組を支援
  - ・休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合 ⇒ 学校の再開に向けた取組を支援

#### ●短期・中長期の工程表

	緊急的取組	2015年度	2016年度以降（5年後まで）
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各市町村における検討・取組の参考となるよう、「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（仮称）」を策定・周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校統合を行う地方公共団体の支援</li> <li>○小規模校を維持する場合の教育活動の高度化</li> <li>○休校した学校の再開支援の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校統合を行う地方公共団体の支援</li> <li>○小規模校を維持する場合の教育活動の高度化</li> <li>○休校した学校の再開支援の推進</li> </ul>
2020年KPI（成果目標）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○統合による魅力ある学校づくりや小規模校における教育環境の充実等について、課題を認識している全ての市町村が着手</li> </ul>		

# 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

## 趣 旨

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行う。

## 概 要

### 1. 教育行政の責任の明確化

- 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置く。（13条関係）
- 教育長は、首長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。（4条、7条関係）
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。（13条関係）
- 教育長の任期は、3年とする（委員は4年）。（5条関係）
- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができる。（14条関係）  
また、教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する。（25条関係）

### 2. 総合教育会議の設置、大綱の策定

- 首長は、総合教育会議を設ける。会議は、首長が招集し、首長、教育委員会により構成される。（1条の4関係）
- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して、教育の振興に関する施策の大綱を策定する。（1条の3関係）
- 会議では、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う。調整された事項については、構成員は調整の結果を尊重しなければならない。（1条の4関係）

### 3. 国の地方公共団体への関与の見直し

- いじめによる自殺の防止等、児童生徒等の生命又は身体への被害の拡大又は発生を防止する緊急の必要がある場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して指示ができることを明確化するため、第50条（是正の指示）を見直す。（50条関係）

### 4. その他

- 総合教育会議及び教育委員会の会議の議事録を作成し、公表するよう、努めなければならない。（1条の4⑦、14条⑨関係）
  - 現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する。（附則2条関係）
- ※ 政治的中立性、継続性・安定性を確保するため、教育委員会を引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとする。

## 施 行 期 日

平成27年4月1日

# 子供たちの豊かな学びのための放課後・土曜日の教育環境づくり

～“あったらいいな”を形にする夢の教育～

平成26年6月25日

中央教育審議会生涯学習分科会 今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ 最終取りまとめ(概要)

## 現状

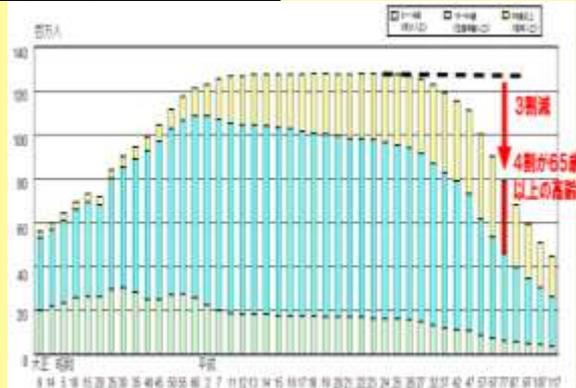
### ○社会の動向

- ・ 少子高齢化の進展
- ・ グローバル化、科学技術の進歩
- ・ 地域間格差・経済的格差の進行

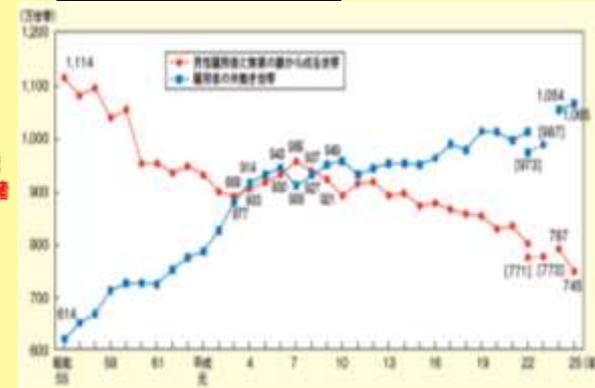
### ○子供たちの教育環境をめぐる現状

- ・ 核家族化、共働き世帯、一人親世帯の増加
- ・ 地域のつながりの希薄化
- ・ 不登校児童生徒や特別な支援が必要な児童生徒の増加等

### ○少子高齢化の進展



### ○共働き世帯の増加



学校教育だけでなく、実社会・実生活とのつながり等を体験的・探求的に学習できる機会の充実のため、より一層、**多様な主体の参画による放課後や土曜日等の教育支援を充実していくことが必要**

多様で変化の激しい社会を生き抜くために必要な力の育成にも貢献

## 今後の方向性

放課後や土曜日への期待

- ★子供と関わる人材の多様性や、学習集団・学習時間・実施場所等の多様性・柔軟性
- ★それを生かした創意工夫に富んだ教育活動の実践が可能

- ① 学校での学びが深まり、広がる学習・体験の機会の充実
- ② 安心して子供を産み育てられる環境づくりとしての教育活動の充実
- ③ 子供たちの主体性を引き出し、実社会で役立つ力を培う学習・体験機会の充実
- ④ 学習意欲・学習習慣形成・学力向上の観点からの学習機会の充実

### 今後の放課後・土曜日等の教育活動の基本的方向性

- ◆学校と放課後・土曜日等の学びがつながる仕組みづくりの推進
- ◆教育と福祉の連携促進による放課後等の支援の充実
- ◆多様な主体の参画による土曜日の教育活動の推進
- ◆実社会につながる「土曜日ならでは」の多様なプログラムの充実
- ◆持続可能な体制づくりの推進と全国の取組の活性化

～全ての子どもたちのための放課後等の教育の充実に向けた新たな方策～

1. 学校と放課後や土曜日等の学びがつながる仕組みづくり

- 学校と放課後等の学びがつながる“横の連携”の仕組みづくり
  - ・学校支援地域本部と放課後子供教室、学校運営協議会等の仕組みの連携や一体的運用の促進
- 就学前と小学校、小中など“縦の連携”が生まれる仕組みづくり
  - ・学校間連携を踏まえた、中学校区を中心とした仕組みづくり

2. 学校や子どもたちを核とした地域づくり

- 多様な関係者がつながる学校施設の複合化・共用化
  - ・学校施設内へのコミュニティスペースの併設
- 子供に関わる大人の学びのコミュニティ化と地域の活性化
  - ・大人も学び、つながっていくためのコミュニティの創造

3. 教育と福祉の連携促進による放課後等の支援の充実

○女性の活躍促進に向けた放課後等の支援の充実

- ・いわゆる「小一の壁」打破に向け、新たに約30万人分の放課後児童クラブの受皿拡大への協力、全ての子どもたちの学習・体験機会の充実

○学校や放課後子供教室と放課後児童クラブの連携強化

～新たな放課後対策「放課後子ども総合プラン」具体化に向けた方策～

◆一体型を中心とする放課後対策の推進

- ・原則として全ての小学校区での放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的実施又は連携実施に向けた計画的整備
- ・放課後子供教室の充実・全小学校区への整備（毎日開催型、定期開催型など地域ニーズに応じた整備）
- ・定期的・日常的に学校の教職員や家庭と情報共有を図る仕組みの構築

◆学校施設の活用促進

- ・余裕教室の徹底活用等による放課後児童クラブの小学校内での実施率の大幅向上
- ・教育委員会と福祉部局が連携し、当事者として責任を持つ仕組みづくり
- ・「総合教育会議」の活用による、首長と教育委員会の十分な協議  
※新たな教育委員会制度において設置予定

◆全ての子どもたちを対象とした多様な学習・体験プログラムの充実

- ・地域住民や大学生、企業OB、地域の高齢者、NPO、民間教育事業者、文化・芸術団体等の積極的な参画促進

○中高生を対象とした放課後等の支援の充実

- ・学習支援の充実や、ボランティア活動等を通じて、中高生が主体的に考え、行動し、地域課題等に大人と協働して取り組む機会等の充実

○特別なニーズのある子どもたちへの放課後等の支援の充実

- ・特別な支援を必要とする子供、外国人の子供、児童養護施設等で暮らす子どもたち等が放課後等の活動へ参加しやすい工夫や支援の充実

4. 持続可能な仕組みとするためのコーディネーター育成・機能強化

○コーディネーターの効果的な配置・位置付け

- ・コーディネーターの複数配置や連絡会設置、学校運営協議会等への参加
- ・コーディネーター等を担うNPO等の参画等

○地域連携担当教員等の位置付けの明確化

○コーディネーターの育成・機能強化に向けた研修の充実

- ・対象ごとや経験に応じた体系的な研修の充実
- ・多様な関係者のネットワークの構築のための研修の充実

5. 全国の取組の活性化のための中間支援機能の強化

○スーパーバイザー等の配置による助言体制の構築

- ・スーパーバイザー、アドバイザーの配置や社会教育主事の活躍等によるコーディネーターへの助言体制の構築

○中間支援組織の創設の検討等

- ・関係者のネットワーク形成や、人材・財源も含めた持続可能な体制整備のための、中間支援組織の創設等の検討

～土曜日の豊かな教育環境の実現に向けた新たな方策～

◆地域の多様な人材等の参画による土曜日の豊かな教育環境（土曜学習）の実現に向けた新たな方策

1. 多様な主体が土曜日の教育活動に参画する仕組みづくり

- ◆土曜日は、日頃参加が難しい現役の社会人も含め、地域人材や保護者、企業、NPO、民間教育事業者、大学生等の多様な人材の参画が可能
- ◆実社会の経験も踏まえたプログラムの展開に向け、多様な人材が教育活動に参画する仕組みづくりを推進

①地域人材の参画促進

- 豊かな社会経験や指導力を持つ多様な人材の参画促進

②保護者の参画促進

- 働く保護者の参画しやすい仕組みの構築
- PTA、おやじの会等の活用

③企業・団体等との連携協力促進

- 学校の要望と企業の取組のマッチング
- WLBの推進
- 企業内ボランティア登録制度やCSR・プロボノとして関わる仕組みの構築
- 企業人材に対する研修の充実
- 企業の退職者組織等との連携

④NPO・民間教育事業者との連携協力の促進

- NPOのノウハウ（人材や資金のコーディネート能力）の活用
- 学習塾、お稽古ごと、スポーツ、音楽、語学教室等の指導者の活用

⑤大学等の連携協力の推進

- 研究者やポストドクター等の専門人材の活用
- 教育・福祉、スポーツ等の専攻の学生の積極的な参画促進
- 身近なロールモデルとして学生が持続的に参画できる仕組みづくり

2. 学校と地域・企業・大学等をつなぐコーディネート機能の充実

- ◆学校と地域をつなぐコーディネーターだけでなく、企業や大学等の多様な主体をつなぐコーディネーターの必要性
- ◆コーディネーターの研修の機会やネットワーク組織等の充実

○例えば、地域連携を担当する教員の配置や、「地域コーディネーター」、「企業コーディネーター」等をそれぞれ配置し、互いに連携し合う仕組みの構築。  
○学校や地域の関係者、企業、企業の退職者組織、NPO等多様な関係者が学び合う研修の機会の充実 等

3. 「土曜日ならではの」多様なプログラムづくり

- ◆地域や企業等の協力を得て、「土曜日ならではの」の生きた学習プログラムの展開
- ◆子供たちの主体性を重視しつつ、学校の教育活動との連動した体系的・継続的なプログラムづくり

①実社会につながるプログラム

- 社会で役立つ経験をするプログラム
- 多様なロールモデルや「本物」に触れるプログラムの充実

②企業のリソースを生かしたプログラム

- 学校教育だけでは教えることが難しい実社会の経験を踏まえたプログラム
- 環境教育、キャリア教育、国際理解等の企業の特性を生かしたプログラム

③学習意欲・習慣形成につながるプログラム

- 就学前の子供たちが学ぶ楽しさに出会うプログラム
- 振り返り学習や発展的な学習の充実

④「地域ならではの」プログラム

- 地域の目標を踏まえ「ふるさと教育」や「学力向上」などの地域の特性や課題に応じたプログラム
- 多様性を重視したプログラム等

◆今後の土曜日の教育活動の持続可能な体制づくりに当たって

- 全国の好事例の蓄積・発信等を通じて、官民連携による普及啓発の推進
- 行政内部における首長部局と教育委員会が一層の連携を図り、効率的・効果的な総合的な支援策を講じていくことが必要

◎おわりに ～皆の“あったらいいな”を形にする夢の教育～

○社会総掛かりでの教育の実現に向けた新たな試みについて、皆で話し合い、考える仕組みづくり、放課後や土曜日の教育活動での実践

＜例＞ “子供たちが学びたいこと”を募集し、大人と共に実現！  
“我がまちの教育”について皆で考えるミニ集会の開催！ 等

⇒ 放課後や土曜日における新たな試みの中から、改めて必要な学習や体制等が検討され、将来的に学校教育にも生かされていく好循環を

## 地域とともにある学校を担う管理職等育成のための研修プログラム

### 【教職員等中央研修(独立行政法人教員研修センター)】

- 学校組織マネジメント（学校ビジョンと戦略、新しい時代の学校マネジメント実践、学校評価、マネジメントの実践に向けて）の研修項目において、「地域とともにある学校を担う管理職の育成」に関連する内容を位置づけ、演習課題として地域との連携を協議したり、好事例を共有したりしている。

※校長、副校長・教頭等、中堅教員等を対象として、対象別にそれぞれ年数回実施。

### 【初任者研修・10年経験者研修(各地方自治体で実施)】

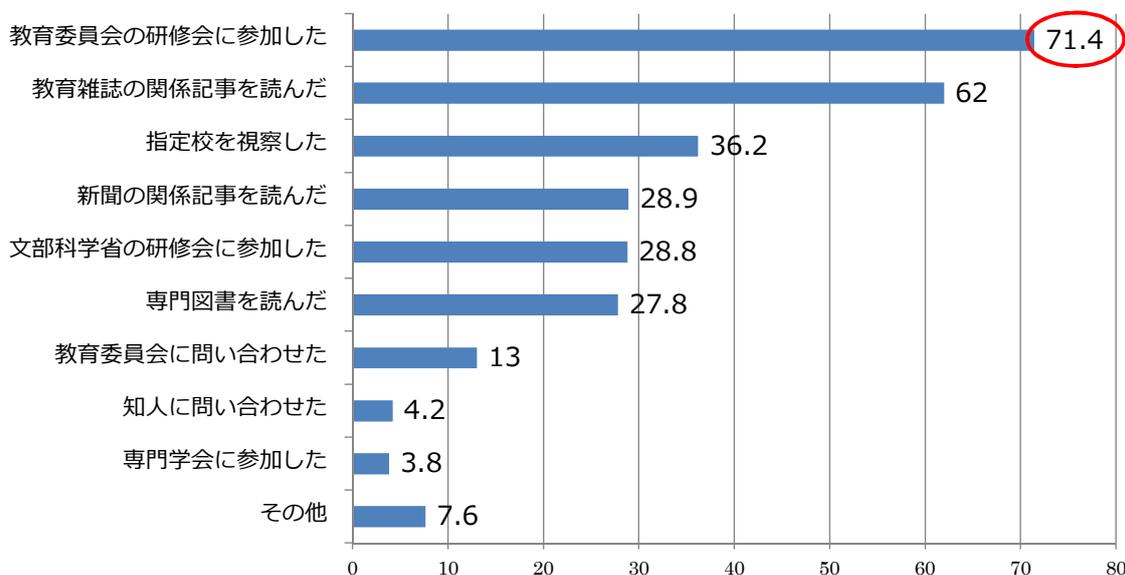
各地方自治体においても、それぞれの研修において、地域との連携を位置づけている。

	小学校 (105教委)	中学校 (105教委)	高等学校 (64教委)	特別支援学校 (63教委)	
初任者研修(校内研修)	89 (84.8%)	89 (84.8%)	51 (79.7%)	55 (87.3%)	
初任者研修(校外研修)	57 (54.3%)	57 (54.3%)	39 (60.9%)	41 (65.1%)	
	小学校 (108教委)	中学校 (107教委)	高等学校 (64教委)	特別支援学校 (62教委)	中等教育学校 (10教委)
10年経験者研修(必修)	30 (27.8%)	29 (27.1%)	16 (25.0%)	16 (25.8%)	2 (20.0%)
10年経験者研修(選択)	33 (30.6%)	33 (30.8%)	24 (37.5%)	21 (33.9%)	2 (20.0%)

(出典：初任者研修実施状況調査、10年経験者研修実施状況調査(文部科学省H24結果))

## 校長のコミュニティ・スクールの理解の方法

コミュニティ・スクールに指定された学校において、約7割の校長は、教育委員会の研修会に参加し、コミュニティ・スクールへの理解を深めている。



出典：『コミュニティ・スクール指定の促進要因と阻害要因に関する調査研究』（日本大学文理学部H26.3）  
(※157教育委員会の回答)

# コミュニティ・スクール運営に関する研修等の事例(山口県教育委員会)

小西委員提出資料より

○校長の学校運営の水準にコミュニティ・スクールを位置づけ、県において県内各小中学校長に対しコミュニティ・スクール運営に関する研修会への参加を義務付けている

## コミュニティ・スクールに関する研修会

新任校長を対象とした研修会のほか、学校関係者と学校運営協議会委員との合同研修等を実施

### ○平成26年度の研修計画

月 日	会 場	対 象	内 容	備 考
6月14日(土)	山口県 セミナーパーク	・コミスク推進協力 校区等関係者 ・学校運営協議会委員	第1回コミスク研修会 (兼「第1回学校関係者と地域 関係者の合同研修会」) ・組織づくり	学校関係者 約150名 運営協議会 約150名
6月中旬	萩市立 萩東中学校	・新任校長	「フォローアップ研修会 ・マネジメント	1～3年校長 約120名
6月下旬	光市立 浅江中学校	・コミスク推進校関係者	第2回コミスク研修会 (兼「フォローアップ研修会」) ・マネジメント ・評価指標	新任校長 約80名 推進校校長 7名 推進校委員 10名
7月12日(土)	山口県 教育会館	・各学校長 ・コミスク学校運営 協議会委員等	第3回コミスク研修会 (兼「学校と地域の連携・協働 に係る研修会」) ・模擬熟議	学校関係者 約300名 運営協議会 約200名
8月5日(火)	下関市市民会館		全国コミュニティ・スクール研究大会	
10月11日(土)	山口県 教育会館	・推進協力校区等学 校関係者	第4回コミスク研修会 (兼「第2回学校関係者と地域 関係者の合同研修会」) ・リアル熟議(デモ) ・具体的な取組事例 ・部会別協議	学校関係者 約150名 運営協議会 約150名
11月中旬	長門市立 深川小学校	・コミスク推進校関係者	第5回コミスク研修会 (兼「フォローアップ研修会」) ・マネジメント ・評価指標	3年目校長 約70名 推進校校長 10名 推進校委員 10名
◆指導主事・社会教育主事研修会(年3回) ・コミュニティ・スクール及び地域協育ネット推進に関する会議				
◆文部科学省研究指定校成果報告会(年1回) ・指導主事、社会教育主事、研究指定校代表者を対象とした成果報告会議				
◆社会教育所管課との連携研修(通年) ・地域住民を対象とした地域コーディネーター育成講座 ・学校運営協議会や学校を対象とした学校運営協議会における熟議の為の出前講座				
◆教育長自主研修会、県教委と市町教委の合同研修会、課長会議、課長フォーラム ・コミュニティ・スクール導入や充実に関する研修				

# コミュニティ・スクール運営に関する研修等の事例(山口県教育委員会)

小西委員提出資料より

## 学校経営の水準

校長の学校運営の水準に「地域とともにある学校づくり」の視点を位置付け、研修会で配付

平成26年度学校運営充実のための視点 ※「地域とともにある学校づくり」関連部分のみ抜粋

項 目		キーワード、参考資料等
Ⅰ 学 校 経 営	7 地域との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>地域との連携・協働の方策が整っている。</b></li> <li>② <b>地域コーディネーターとの連携が図られている。</b></li> </ul> 連携・協働の方策・計画、地域担当、コミュニティ・スクール、「地域協育ネット」、「地域ぐるみで子どもを育む仕組みづくり実践事例集(県資料)」
Ⅱ 学 力 向 上	1 学習指導要領の趣旨を踏まえた内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 各教科等の評価規準の見直しと手引き等の活用が行われている。</li> <li>② 指導要領の趣旨に沿った授業改善が進んでいる。</li> <li>③ <b>学校運営協議会・保護者・児童生徒に授業計画(シラバス)が提示されている。</b></li> </ul> 評価規準、手引き、言語活動の充実、全校体制による授業改善、シラバス、学力の3つの要素、「新学習指導要領実施上の手引き(県資料)」
	2 学力向上への組織的な取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>学力向上に向けた具体的な目標が、学校運営協議会に提示されている。</b></li> <li>② 学力向上プランにもとづいた全校体制での組織的取組が推進されている。</li> <li>③ 調査結果等を踏まえた全校体制による検証・改善サイクルが確立されている。</li> </ul> 全国学力・学習状況調査、学力向上プラン、成果の客観化、学力定着状況確認問題、「学力向上に向けた授業改善のために(県資料)」
Ⅲ 各 重 点 取 組 分 野	1 山口県の教育目標達成	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ~未来を拓く たくましい「やまぐちっ子」の育成~に取り組んでいる。</li> <li>② 教育目標達成の視点「3つの力」「3つの心」を理解している。</li> <li>③ <b>学校運営協議会に目標や目標達成の視点を提示している。</b></li> </ul> 高い志、未来に向かって挑戦、知・徳・体の調和、他者との調和、郷土に誇りと愛着、グローバルな視点、社会参画、「学ぶ力、創る力、生き抜く力」「広い心、温かい心、燃える心」、キャリア教育、コミュニケーション能力
Ⅳ 開 発 的 ・ 予 防 的 な 生 徒 指 導	4 児童生徒の主体的な活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 主体性な児童会・生徒会活動が行われている。</li> <li>② <b>児童会・生徒会活動の成果が学校運営協議会等を通じて地域に発信されている。</b></li> </ul> 学校の活性化、主体性、地域等への働きかけ
	5 [中学校] 部活動指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生徒・保護者に指導方針や休養日の設定等を考慮した活動計画が周知されている。</li> <li>② <b>学校運営協議会を通じて、保護者、地域の協力が得られている。</b></li> <li>③ より効率的・効果的な指導方法・体制が工夫されている。</li> </ul> 学校の活性化、共通理解、指導方針・必要経費、保護者の理解・協力、人間形成、「よりよい生徒指導に向けて～部活動編～(県資料)」、「平成26年度版」望ましい部活動の在り方について(県通知)、「運動部活動での指導のガイドライン(国資料)」
Ⅴ 的 確 な 児 童 生 徒 理 解	5 積極的な校種間連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 幼保・小・中・高連携への取組が積極的に行われている。</li> <li>② 教職員の意識が変化している。</li> <li>③ <b>学校運営協議会を通じて保護者・地域に浸透している。</b></li> </ul> 定期的な情報交換、出前授業・体験入学、連携教育推進委員会、地域との連携、積極的な情報発信、「つながる子どもの育ち(県資料)」

# 教職大学院の教員養成課程について

## 教職大学院における地域とともにある学校の視点

教職大学院の教員養成課程では、地域とともにある学校づくりを必ず授業で取り扱うものとしている。

平成25年の第2期教育振興基本計画(※22)にあるように、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」が、これからの学校づくりに欠かせない重要な内容であるため、**共通5領域の「学級経営、学校経営に関する領域」及び管理職養成コース等において、必ず授業で取り扱うものとする。**

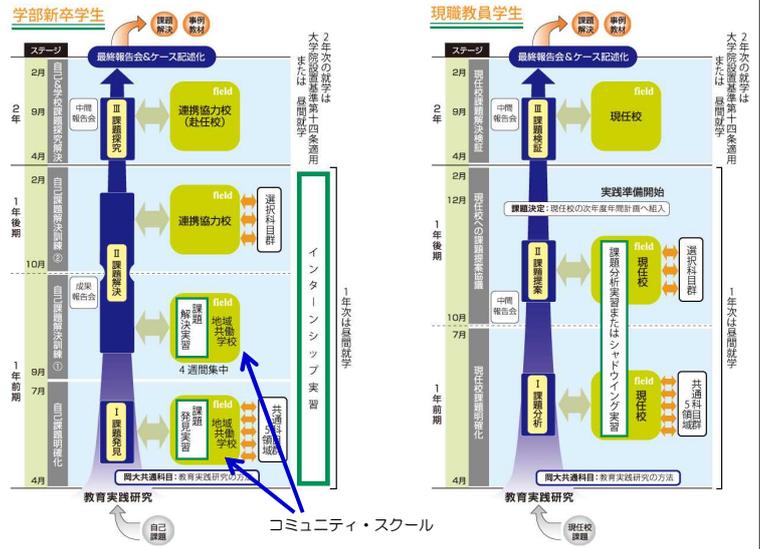
教員の資質能力向上に係る当面の改善方策の実施に向けた協力者会議報告「大学院段階の教員養成の改革と充実等について」(平成25年10月15日)

## 例) 岡山大学教職大学院の取組

■ 学部新卒学生については、コミュニティ・スクールである地域協働学校(連携協力校には地域協働学校も含まれる)において、研究者教員・実務家教員とケーススタディ等の実習に取り組み、教員養成段階から学校と地域の連携についての涵養も養いつつ、教育実践研究報告書の作成を通じて、自己・学校課題を明確化するとともに、課題解決能力を育成している。

■ “5領域プラス1”の共通科目(22単位)で多視点の課題発見・分析能力を育成。授業科目に「学校とコミュニティ」を設けている。

※岡山市の場合、中学校区を単位にコミュニティ・スクールの指定を行っており、1中学校区の1中学校・4小学校が地域協働学校。(出典:岡山大学教職大学院HP等)



## 地域連携教員を配置している事例(栃木県教育委員会)

地域の特性を生かした教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開するため、平成26年度より、社会教育主事有資格教員をはじめ、地域連携の中心となる教員を明確化。

### 趣旨

地域の特性を生かした教育活動を、生涯学習の視点から効果的・効率的に展開するため、社会教育主事有資格教員をはじめ、地域連携の中心となる教員を明確化しながら、地域連携に関する学校内外の体制整備を行い、地域に根ざした特色ある学校づくりを目指す。

### 職務

地域連携教員は次の職務の実施もしくは支援を行う。地域連携教員の状況に応じて、教頭及び他の教員との職務分担等を行いながら遂行していく。

#### 地域と連携した取組の総合調整に関すること【総合調整】

○学校と地域が連携した取組についての総合調整  
【具体例】学校全体の地域連携に関する年間計画の作成  
地域連携計画について教職員への周知のための研修会等の実施

#### 地域と連携した取組の連絡調整や情報収集等に関すること【連絡調整】

○地域連携に関する情報収集・発信  
【具体例】地域連携に関する教育事務所等との連絡窓口  
地域連携に関する研修会等への参加

・地域と連携した取組に関する連絡・調整  
【具体例】地域連携に関する地域との連絡窓口  
地域人材(学校支援ボランティア等)の受入れに関する連絡調整

#### 地域と連携した取組の充実に関すること【企画・支援】

・地域と連携した取組の企画・運営  
【具体例】担当する校務分掌における地域連携活動の導入  
地域と連携した活動における参加型学習の導入

・教職員が行う地域と連携した活動の企画・運営支援  
【具体例】地域と連携した活動におけるプログラムの企画・運営支援  
他校との連携事業における企画・運営支援

### 指名の方法

#### 校長が指名し校務分掌に位置づける

・教育委員会からの発令・任命ではなく、設置指針に当たって各校の校務分掌の中で校長が指名する。(市町教委と連携して県教委が集約する。)

#### 名称は「地域連携教員」とする

・「地域連携教員」として、学校内の教員及び地域の関係者にその存在が明確になるように努める。

#### 指名する人数は各校1名とする

・地域連携に関する担当者を明確にするため、校内に複数の社会教育主事有資格教員が在籍している場合でも1名を指名する。

### 指名の要件

#### 原則として社会教育主事有資格教員

・有資格教員を指名することとするが、他に適任の教員がいる場合は資格の有無にかかわらず適任者を指名する。

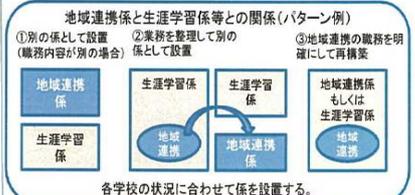
・管理職以外を指名することとするが、学校の状況により難しい場合は、教頭を指名する。

※有資格教員以外を指名する場合には、市町教育委員会と連携して、教員の社会教育主事講習への派遣に努める。

### 校内の体制整備

#### 「地域連携係」の設置

・地域連携教員が、地域連携に関する窓口として明確となり、学校全体の地域連携の総合調整ができるよう、「地域連携係」を設置する。  
※ただし、学校の状況により地域連携を担う係等が明確になっている場合には、「地域連携係」の名称でなくても良い。



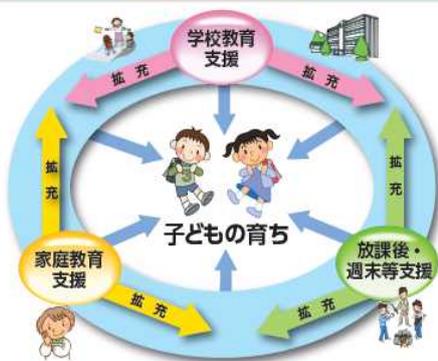
※地域連携係を位置づける部により、地域連携を視点とした「特色ある学校づくり」の充実に繋げていくことも期待できる。



## 学校側のコーディネーターの位置付けを明確化している事例(岡山県教育委員会)

- 平成20年度から学校支援地域本部事業を実施。23年度から「おかやま子ども応援事業」のメニューとして実施。
- 「おかやま子ども応援事業」とは、地域住民の参画による学校支援地域本部、放課後子供教室、家庭教育支援の活動を有機的に組み合わせた取組を推進し、学校・家庭・地域が連携して、地域ぐるみで子供を健やかに育むとともに、学校力・地域力の向上を図る事業。

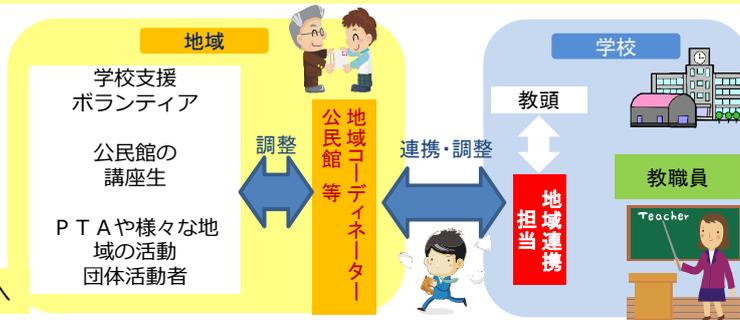
教育支援活動拡充のイメージ図



○学校と地域が連携するためには、学校の組織的な体制整備が必要！

○平成24年度から県内公立小・中・高・特別支援学校の校務分掌に「地域連携担当」が位置づけられ、窓口が明確化。

○県総合教育センターの研修等により、資質能力の向上を推進。



【学校教育支援】から【放課後・週末等支援】へ

### ～取組事例[美咲町立旭小学校 学校支援地域本部の取組]～

- ★学校教育支援の中に放課後・週末等の取組を増やすことで、地域における子供への一貫した支援を充実することが可能に。
- ★教員とボランティアによる算数のアフタースクール（放課後学習支援）では、基礎学力の向上や学習習慣の定着が図られている。
- ★平成25年度からは保護者のニーズ等を踏まえ、小学校区を対象に公民館を活用して「寺子屋あさひ」（放課後子供教室）を新規開設。

## 事務職員がコミュニティ・スクールの運営の中心的役割を担っている事例

<滋賀県長浜市湯田小学校>

### 学校と地域をつなぐコーディネーター機能

- ・学校運営協議会の連絡・調整
- ・学校評価システムの構築と活用
- ・学校支援推進部の組織づくりと活動支援
- ・ボランティアスタッフデータベースの構築と活用
- ・ボランティア活動による学校支援コーディネート体制の構築

### 教員が子どもに向き合う時間の確保のための事務機能の強化

- ・ICTの活用による事務の効率化（各種支援システムの整備）
- ・教育機器の効果的な活用の推進
- ・各種情報の一元管理とフォーマット化
- ・グループウェア導入による会議の精選と共有化
- ・学級会計等のシステム化と効率化

### 共同実施による学校経営の支援

- ・効率化と事務機能の強化
- ・学校の活性化と自主性・自律性の確立
- ・地域との連携（ボランティアデータベース）

### 学校情報の適切な提供

- ・webによる提供
- ・自治会掲示板活用による情報提供
- ・協議会だより等の発行

学校事務職員が組織内のトータルプロデューサーとして学校運営に参画し、学校事務を組織的に進めることで、よりスムーズで質の高い事務を提供することが可能に。



ボランティアのシフト表



学校情報の速やかな提供（ブログの発信）

# 法令一覧

政策	法令名	条	条文
コミュニティ・スクール	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	第四十七条の五	<p>教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校(以下この条において「指定学校」という。)の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。</p> <p>2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。</p> <p>3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。</p> <p>4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。</p> <p>5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員(第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。第九項において同じ。)であるときは、市町村委員会を経由するものとする。</p> <p>6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。</p> <p>7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。</p> <p>8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。</p>
学校評議員	学校教育法施行規則	第四十九条	<p>小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる。</p> <p>2 学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関し意見を述べるができる。</p> <p>3 学校評議員は、当該小学校の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するもののうちから、校長の推薦により、当該小学校の設置者が委嘱する。</p>
学校評価	学校教育法	第四十二条	<p>小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。</p>
		第四十三条	<p>小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。</p>
	学校教育法施行規則	第六十六条	<p>小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</p>
		第六十七条	<p>小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者(当該小学校の職員を除く。)による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。</p>
		第六十八条	<p>小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。</p>